

事業承継税制・金融支援制度

事業の概要

事業承継に伴う非上場株式に係る贈与税・相続税の納税猶予及び金融支援の認定申請を受け付けています。

内 容

【事業承継税制】

中小企業の後継者が先代経営者からの贈与、相続または遺贈により取得した非上場株式に係る贈与税・相続税の一部を納税猶予する制度です。納税猶予を受けた中小企業者は、一定の要件を満たす場合、猶予税額が免除されます。

※認定を受ければ、必ず納税猶予されるわけではありません。適用対象となるかの判断は税務署が行います。

【金融支援制度】

先代経営者の死亡や退任が原因となって、事業活動の継続について支障が生じている中小企業者に対し、中小企業信用保険法の特例や日本政策金融公庫法の特例などの金融支援措置を講じます。

※認定を受ければ、必ず特例の対象となるわけではありません。信用保証協会等の審査があります。

問い合わせ先・参考URL

宮城県経済商工観光部中小企業支援室 電話：022-211-2742

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chukisi/syoukei.html>